

「島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1 島根県は、農地集積・集約化対策及び農地中間管理機構の事業推進に要する経費につき、予算の範囲内において、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、農地集積・集約化<u>等</u>対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1から<u>4</u>までに定めるところによる。</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1) 別表1から<u>4</u>までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用</p> <p>(4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p><u>(6) 別表4の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</u></p> <p>第4～第6 [略]</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第7 補助事業者は、別表1から<u>4</u>までの区分の欄に掲げる事業の実施については、交付決定後に、事業に着手するものとする。</p> <p>ただし、<u>別表1、2、3及び4</u>の区分の欄の1の経費の欄に掲げる事業については、その円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ別記様式第2号により知事に届け出るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">島根県農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1 島根県は、農地集積・集約化対策及び農地中間管理機構の事業推進に要する経費につき、予算の範囲内において、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、農地集積・集約化<u> </u>対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1から<u>3</u>までに定めるところによる。</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1) 別表1から<u>3</u>までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用</p> <p>(4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p>(5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第4～第6 [略]</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第7 補助事業者は、別表1から<u>3</u>までの区分の欄に掲げる事業の実施については、交付決定後に、事業に着手するものとする。</p> <p>ただし、<u>別表1、2 及び3</u>の区分の欄の1の経費の欄に掲げる事業については、その円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ別記様式第2号により知事に届け出るものとする。</p>

第8 〔略〕

(軽微な変更)

第9 軽微な変更とは、別表1から4までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第10～11 〔略〕

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 〔略〕

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定に基づき、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の5月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2～3 〔略〕

第14 〔略〕

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の3及び本補助金交付要綱別記の補助事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

附則

〔中略〕

附 則（令和4年5月25日）
この通知は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日以後に実施する事業から適用する。

別表1（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更

第8 〔略〕

(軽微な変更)

第9 軽微な変更とは、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第10～11 〔略〕

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 〔略〕

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定に基づき、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の5月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2～3 〔略〕

第14 〔略〕

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2及び本補助金交付要綱別記の補助事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

附則

〔中略〕

〔追加〕

別表1（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更

1 農地中間 管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業 <u>ア 遊休農地又は所有者不明農 地と一体的に借り入れた新規 就農者向け研修用又は就農用 農用地等の賃料支援</u> <u>イ 新規就農者向け研修用又は 就農用農用地等の賃料支援</u> <u>ウ 農用地等の賃料・保全管理 支援</u> <u>エ 研修用の農業用ハウス設置 支援</u>	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 農地中間管 理機構	(1)の経費の増及 び30%を超える 減	事業の新設又は 廃止	1 農地中間 管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 農地中間管 理機構	(1)の経費の増及 び30%を超える 減	事業の新設又は 廃止
2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の3 に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 〔削除〕 〔削除〕 (2)集約化奨励金交付事業 (3)経営転換協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	市町村	(1)から(4)の経費 の合計額の増及 び30%を超える 減	事業の新設又は 廃止	2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の2 に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積タイプ イ 集約化タイプ (2)集約化奨励金交付事業 (3)経営転換協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	市町村	(1)から(4)の経費 の合計額の増及 び30%を超える 減	事業の新設又は 廃止

別表2（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

別表2（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更		区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更					経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
1 農地中間 管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する次に掲げる事業に要す	当該補助 事業に要	農地中間管 理機構	(2)イの経費の増 及び30%を超え	事業の新設又は 廃止	1 農地中間 管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する次に掲げる事業に要す	当該補助 事業に要	農地中間管 理機構	(3)イの経費の増 及び30%を超え	事業の新設又は 廃止

業	る経費	する経費 の10/10 以内		る減		業	る経費	する経費 の10/10 以内		る減	
2 担い手集積支援金交付事業	(2)農地中間管理事業等推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業 補助事業者が本補助金交付要綱別記に規定する次の事業に要する経費 (1)農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援 (2)担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市 町 村	(1)及び(2)の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止	2 担い手集積支援金交付事業	(3)農地中間管理事業等推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業 補助事業者が本補助金交付要綱別記に規定する次の事業に要する経費 (1)農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援 (2)担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市 町 村	(1)及び(2)の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止

別表3 [略]

別表4 (第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<u>1 遊休農地解消緊急対策事業</u>	<u>補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に要する経費</u>	<u>当該補助事業に要する経費の10/10以内</u>	<u>農地中間管理機構</u>	<u>経費の増及び30%を超える減</u>	<u>事業の新設又は廃止</u>

別記様式第1号(第4関係)(その1)

(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)

年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書

[中略]

別表3 [略]

[新設]

別記様式第1号(第4関係)(その1)

(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)

年度農地集積・集約化 対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書

[中略]

<p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>別記様式第1号（第4関係）（その2） （別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p>	<p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p> <p>別記様式第1号（第4関係）（その2） （別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p>												
<p>別記様式第1号（第4関係）（その3） （別表3の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p> <p><u>ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"><u>区 分</u></th> <th style="width:35%;"><u>農地</u></th> <th style="width:30%;"><u>補償金等総額</u></th> </tr> <tr> <td></td> <td><u>件 数 (件)</u></td> <td><u>金 額 (円)</u></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>前年度末</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>本 年 度</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（注）補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の3の事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。</u></p>	<u>区 分</u>	<u>農地</u>	<u>補償金等総額</u>		<u>件 数 (件)</u>	<u>金 額 (円)</u>	<u>前年度末</u>			<u>本 年 度</u>			<p>別記様式第1号（第4関係）（その3） （別表3の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 年度農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p style="text-align: center;">年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p>〔後略〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p>
<u>区 分</u>	<u>農地</u>	<u>補償金等総額</u>											
	<u>件 数 (件)</u>	<u>金 額 (円)</u>											
<u>前年度末</u>													
<u>本 年 度</u>													
<p><u>別記様式第1号（第4関係）（その4）</u> <u>（別表4の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）</u> <u>年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>島根県知事 殿</u></p>	<p><u>〔新設〕</u></p>												

島根県農地中間管理機構の長

(〇〇市町村長)

氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

(注) (〇〇〇〇) には、別表4の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

(注) 区分の欄は、別表4の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	

	額)				
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 区分の欄は、別表4の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

市町村等の補助金交付規程又は要綱等

(注) 「2 事業の内容」欄の記載は、実施要綱第6の3の(1)に定める農地中間管理機構事業実施計画(別紙様式第1号)、同3の(2)に定める市町村機構集積協力金交付事業実施計画(別紙様式第3号)の写しをもってこれに代えることができるものとする。

別記様式第2号(第7関係)

[中略]

年度(〇〇〇〇)事業交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で承認を受けた(〇〇〇〇)事業実施計画に基づく別紙の事業について、島根県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

※(〇〇〇〇)には、別表1から4までの区分の欄の該当する事業名を記載する。

[後略]

別記様式第2号(第7関係)

[中略]

年度(〇〇〇〇)事業交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で承認を受けた(〇〇〇〇)事業実施計画に基づく別紙の事業について、島根県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

※(〇〇〇〇)には、別表1から3までの区分の欄の該当する事業名を記載する。

<p>別記様式第3号（第8関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※変更承認申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し[金円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。</p> <p>なお、その他については、申請書記載のとおりである。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>〔後略〕</p> <p>別記様式第3号（第8関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※変更承認申請書</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し[金円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。</p> <p>なお、その他については、申請書記載のとおりである。</p>
<p>別記様式第4号（第10第1項関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※概算払請求書（兼遂行状況報告書）</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。（併せて、同要綱第12の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。）</p> <p>〔後略〕</p>	<p>〔後略〕</p> <p>別記様式第4号（第10第1項関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※概算払請求書（兼遂行状況報告書）</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u> </u>対策事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。（併せて、同要綱第12の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。）</p>
<p>別記様式第5号（第12関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※遂行状況報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。</p> <p>〔後略〕</p>	<p>〔後略〕</p> <p>別記様式第5号（第12関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※遂行状況報告書</p> <p>〔中略〕</p> <p>年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。</p>
<p>別記様式第6号（第13第1項関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※実績報告書</p> <p>〔中略〕</p>	<p>〔後略〕</p> <p>別記様式第6号（第13第1項関係）</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金（〇〇〇〇）※実績報告書</p> <p>〔中略〕</p>

<p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第 13 第 1 項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>(なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)</p> <p>[後略]</p>	<p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第 13 第 1 項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>(なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第 7 号 (第 13 第 3 項関係)</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第 13 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(注) 表題括弧書については、別記様式第 1 号に準じて記載すること。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第 7 号 (第 13 第 3 項関係)</p> <p>年度農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、島根県農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金交付要綱第 13 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>(注) 表題括弧書については、別記様式第 1 号に準じて記載すること。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式 9 号 [略]</p>	<p>別記様式 9 号 [略]</p>
<p>別記様式第 10 号 (第 16 関係)</p> <p>年度 農林水産省所管 農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金調書</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第 10 号 (第 16 関係)</p> <p>年度 農林水産省所管 農地集積・集約化<u>等</u>対策事業費補助金調書</p> <p>[後略]</p>
<p>(別記)</p> <p>担い手集積支援金交付事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 [略]</p> <p>第 4 (1) ～ (2) ①② [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(別記)</p> <p>担い手集積支援金交付事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 [略]</p> <p>第 4 (1) ～ (2) ①② [略]</p> <p><u>③ ①の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 人・農地プランが実質化されていること。</u></p> <p><u>イ 令和 3 年度に限り、人・農地プランの具体的な進め方について (令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号 経営局長通知) 5 (1) の人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。</u></p>

参考様式第1号～第2号 [略]

参考様式第1号～第2号 [略]